

令和8年6月1日

# 学長候補者の基準を満たすと認められる者の推薦受付の公示

国立大学法人お茶の水女子大学学長選考・監察会議

国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則第7条第1項に基づき、学長候補者の基準を満たすと認められる者の推薦の受付について下記のとおり公示する。

## 記

### 1. 推薦期間

令和8年7月1日（水）9時から 令和8年7月31日（金）13時まで

### 2. 推薦者の資格

学長選考・監察会議が学長候補者の選考実施計画の公示をする日（令和8年6月1日）に本学に在任又は在職する次に掲げる者

- (1) 学長選考・監察会議委員
- (2) 国立大学法人お茶の水女子大学経営協議会規則第2条第4号に規定する委員（(1)に該当する者を除く。）
- (3) 教育研究評議会評議員（(1)に該当する者を除く。）
- (4) 専任の教授、准教授、講師、助教、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員及び技術職員

### 3. 推薦の方法

推薦者（2. 推薦者の資格 の (4) にあつては、被推薦者を推薦する代表者をいう。）は、以下の書類を学長選考・監察会議事務担当（人事労務課）に提出する。

ただし、2. 推薦者の資格 の (1) から (3) に掲げる者の推薦にあつては、③の推薦者名簿は提出を要しない。

- ① 学長候補者の基準を満たすと認められる者の推薦書（実施細則別記様式第1）
- ② 推薦理由書（実施細則別記様式第2）
- ③ 推薦者名簿（実施細則別記様式第3）
- ④ 所信表明書（実施細則別記様式第4）
- ⑤ 経歴書（実施細則別記様式第5）

### 4. 特記事項

- (1) 2. 推薦者の資格 の (4) に掲げる者の推薦においては、5人以上の連署をもって被推薦者1人を推薦することができるものとする。
- (2) 2. 推薦者の資格 の (2) から (4) に掲げる者の推薦は、1回限りとする。
- (3) 各様式は学内情報閲覧電子掲示板（desknet's NEO）に掲載する。